

社会福祉法人平尾会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平尾会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支給するものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支給しないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支給する。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費は支給しないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支給する。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支給しないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支給しないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の報酬総額)

第6条 全理事の報酬総額は、1,500,000円とする。

2 全監事の報酬総額は、300,000円とする。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支給する。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支給しないものとする。また、同日にあわせて評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支給しないものとする。

2 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、評議員の選任・解任の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情解決第三者委員の勤務報酬等)

第8条 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支給する。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支給しないものとする。また、同日にあわせて苦情解決第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支給しないものとする。

2 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として出張終了後、支給することとするが、必要により事前に概算額を支給し、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(改正)

第 11 条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

社会福祉法人平尾会役員等報酬

別表 1

(日額)

名称		報酬
理事会出席報酬等	理事長	12,000円
	理事長以外	10,000円
評議員会出席報酬等	理事長	12,000円
	理事長以外	10,000円
評議員選任・解任委員		10,000円
苦情解決第三者委員		5,000円

別表 2

(日額)

名称	報酬
理事長等業務報酬等	12,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	12,000円
評議員選任・解任委員	10,000円
苦情解決第三者委員	5,000円

別表 3

(日額)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	20,000円	10,000円	実費